

四街道市スマイルボランティア事業に関するQ&A

【スマイルボランティア受入機関向け】

1 ボランティアの受け入れについて

Q 利用者の個人情報を守られるか。

A 施設内には多数の利用者がおりますので、利用者の個人情報等について守秘義務を遵守していただくよう、ボランティアへ説明を行い、書面で同意をとります。

Q 施設側で、ボランティアの個人情報の取り扱いについて、特に留意することはあるか。

A 個人情報の取り扱いについては、従前通り適切に行ってください。
FAXやメールについては、誤送信のないように充分注意してください。

Q スマイルボランティアについて、施設側のメリット等は。

A 外部（施設職員以外）の方が入ることにより、施設利用者のより豊かな生活や、地域に開かれた施設等になるものと考えています。また、日頃の職員の方の負担軽減につながればと考えています。

Q 事故等への対応として、保険の取り扱いは。

A スマイルボランティア登録された方は、ボランティア活動保険に加入していただく仕組みとなっております。スマイルボランティアや施設利用者の事故など、緊急措置が必要な場合は、人的対応を優先してください。ボランティアが加入しているボランティア保険を使用する際の参考資料となりますので、事故の対応後、四街道市高齢者支援課へ速やかに電話で連絡し、後日「スマイルボランティア事業事故報告書（様式第6号）」を持参、郵送、又はメール（PDF）で提出してください。

Q 受入施設のスマイルボランティア活動に馴染まない等の方が来た場合、受入れを断ることは可能か。

A ボランティア登録希望者に対して、介護保険制度や本事業に関する内容を説明しますが、各施設の運営方針等もあるかと思われますので、柔軟な対応をしたいと考えます。ボランティアセンターにご相談ください。

例）管理機関（社会福祉協議会）が施設・ボランティア共に希望に沿った活動になるよう再度マッチングを行う等。

Q 施設の予定により、曜日などで都合がつかない場合、お断りしてよいのか。

A 施設の都合により、曜日などの調整が必要な場合は、管理機関にご連絡ください。

Q 施設とスマイルボランティアが直接、受け入れ日時等を調整するのか。

A スマイルボランティア登録後、施設の受け入れ要望とスマイルボランティアの活動希望に沿ったマッチングを管理機関のコーディネーターが仲介して行います。また、スマイルボランティアの初回訪問時には同コーディネーターが同行します。2回目以降の訪問については施設とスマイルボランティアで直接調整できる場合は、していただいてもかまいません。

Q 市内の第1号被保険者で、要介護認定を受けている方も対象か。

A 本事業は、現時点では要介護認定を受けている方は対象となりません。

Q 現在、施設に来ていただいているボランティア（高齢者）に、登録を促した方が良いか。

A 四街道市在住で、四街道市の第1号被保険者であれば、周知をお願いしたいと考えております。なお、登録するか否かは、ご本人の意思を尊重します。

Q スマイルボランティア登録の際に、感染症検査などは行うのか。

A 感染症検査は行いません。スマイルボランティア活動時に発熱や咳・嘔吐など感染症の症状がみられる場合には、スマイルボランティア活動を中止するよう指導しています。

2 ボランティアの活動について

Q スマイルボランティアの活動時間は、準備や後片付けも対象となりますか。

A 準備から後片付けまでの時間も対象となります。

Q お茶出し、食堂内の配膳・下膳等の補助が活動の対象となっておりますが、食事の盛り付けも対象となりますか。

A 食品に直接手を触れる盛り付けなどは衛生面の観点から、対象として考えておりません。

Q スマイルボランティアを、施設側で送迎してもかまいませんか。

A かまいません。

Q スマイルボランティアに、施設側で昼食をサービスしたり、お茶を出したりすることは可能ですか。

A 交通費・食事代などは費用弁償程度とみなしますので、昼食程度であれば提供してもかまいません。

ただし、費用弁償程度のものを除いて、報酬・謝礼が支払われる活動については、本事業の対象となりませんのでご注意ください。

Q 施設のレクリエーションで四街道市外に行く場合、「スマイルボランティア」の同行は可能ですか。

A 施設職員の行事の手伝いや外出の補助等の活動内容であれば、市内・市外問わず対象となります。ただし、市外に外出し、長時間の同行となった場合でも、スタンプの上限は2個となりますので、ボランティアとその旨をご相談いただいたうえで、同行を依頼してください。

3 受入機関指定申請について

Q 年度が変わった際に、受入機関の指定登録は、再度申請が必要か。

A 年度が変わっても、指定受入機関としての登録は有効であるため、再度申請する必要はありません。

Q 受入施設をやめたいときはどうすれば良いか。

A 様式第2号「受入機関指定申請書（兼指定事項変更・辞退届出書）」に必要事項を記入の上、四街道市高齢者支援課に提出してください。後日、受入機関指定取消決定通知書を送付します。

4 ポイントについて

Q ボランティアカードを持ってこなかったスマイルボランティアの対応はどのようにすればよいか。

A ボランティアカードを忘れた場合、施設で活動日等の実績が確認できる場合のみ、後日ボランティアがボランティアカードを持参した際にスタンプを押印していただくようお願いいたします。

紛失し、再交付した場合はスタンプの再押印はできません。

5 受入機関実績管理表の提出について

Q 受入機関実績管理表を提出しなければならない理由は何か。

A ボランティアがどのような活動を行ったか、また、ポイント管理の正確を期すため、お手数ですが毎月１０日までに前月分の管理表を持参、郵送、メール、又はＦＡＸで管理機関へご提出ください。

6 その他

Q スマイルボランティアの管理や報告など、施設での一定の事務量が発生するが、それに対する費用は出るのか。

A 施設の事務負担に係る助成はありませんので、ご了承ください。